

公共政策連携研究部

I 研究水準	研究 16-2
II 質の向上度	研究 16-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成18年度に「公共政策専門教育内容の高度化及び教育メソッドの開発調査」研究に着手し、海外の公共政策大学院5校に赴き調査・研究を行っているほか、韓国世宗研究所との交流を実施している。また、教育手法の開発を意識して日常的教育活動に取り組み、双方向的授業、複数教員による共同授業、インターネット活用を行っている。研究者教員が研究成果を継続的に公表しているほか、実務家教員は教育手法の開発に試行錯誤を重ね、教材の作成に努力している。研究資金の獲得状況については、平成18年度に「総長裁量経費」と「特別教育研究経費」を獲得している。これらは、いずれも学内資金であるが、それを活用して、海外調査などの積極的な研究活動を展開するなどの相応な成果がある。

以上の点について、公共政策連携研究部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、公共政策連携研究部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 研究成果の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、法学研究科にベースをおく研究者を専門とする教員の単著『憲法秩序への展望』や経済学研究科を専門とする研究者教員の単著『日本型福祉レジームの発展と変容』は、これまでの研究蓄積に基づく研究であり、優れた成果を収めている。また、実務家教員による、ケース・スタディーにおける教育手法の開発や教材の作成といった、専門職大学院に相応しい教育手法の開発などの相応な成果がある。

以上の点について、公共政策連携研究部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、公共政策連携研究部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は3件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。